

令和8年度

いじめの防止等のための 基本的な方針

令和8年4月1日改訂



鴻巣市立鴻巣北小学校

いじめの防止等のための基本的な方針

－すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように－

はじめに

いじめ問題の解決は、「いじめを許さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に取り組むため、いじめ防止等のための基本的な方針を策定する。

I いじめの定義といじめに対する基本認識

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、「いじめが認知された場合の早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 未然防止【いじめ防止対策推進法8条 学校及び学校の教職員の責務】

1 児童や学級・学年・学校の状態の把握

(1) 教職員の気づき

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切であり、同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒と場を共にしていく。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。児童の心に寄り添い、児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。

(2) 実態把握

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのために、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いる。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う。

2 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を行う。

児童生徒は、周りの環境によって大きな影響を受け、児童生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境になる。教職員が児童生徒に対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、児童に自己存在感や充実感を与え、いじめの発生を抑える。

(1) 児童生徒のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童のよきモデルとなり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

(2) 心の通い合う教職員の協力体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努める。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

(3) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。その中で、「こんなに認められた」「人に役に立った」という経験をさせ、児童を成長させる。また、教職員は子どもたちへ温かい声かけを行い、「認められる」自己肯定感につなげる。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験活動を充実させ、豊かな心を育成する。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを児童生徒に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る。

・人権感覚育成プログラム ・のすっこノート等の活用

(2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的価値判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自身生活や行動を省み、いじめの抑止につながる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

4 保護者や地域の方への働きかけ【いじめ防止対策推進法9条 保護者の責務】

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。

学校は、いじめ防止等のための基本的な方針を公表し、入学時や各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。PTAの各種会議や保護者会等においては、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設け、保護者同士のネットワークづくりを進める。また、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行い、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解していただく。

(1) 授業参観等

○授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。

○学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話をきく。

(2) 学校だより・学年だより・学級通信等

○いじめへの取組について学校だより・学年だより等を通して保護者に協力を呼びかける。

Ⅲ 早期発見【いじめ防止対策推進法16条】

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識する。教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させるとともに、学校生活・思いやりアンケートを活用して把握する。児童や保護者からの相談に対しては、必ず学校教職員が迅速に対応することを徹底する。また、児童に関わる全ての教職員の間で情報共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

1 実態把握の方法

- ① 学校として児童の個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握したうえでいじめ防止等への具体的な指導計画を立てる。
- ② 家庭とは、教育相談日・個人面談等、児童の情報を共有する場を積極的に設定するとともに、保護者との電話や連絡帳でのやり取りの中で、丁寧に実態を把握していく。
- ③ 「学校生活おもいやりアンケート（児童対象）」（隔月）、「思いやりアンケート（保護者対象）」（各学期）の実施及び自校教育活動アンケート（年1回）の実施をする。
- ④ 学校応援団等の通常の活動の中で、ボランティアの方がいじめの兆候を発見した場合に学校に速やかに情報提供が行われるよう依頼し、協力体制を整える。

2 教職員のいじめに気づく力を高める

(1) 児童の立場に立つ

一人一人の人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守る。

学校はけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情や児童の感じる被害性に着目するなど、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。

(2) 学校の組織の充実

生徒指導は担任一人で抱えず、児童全体を全職員で見守る意識で、一人一人の変容に気づくようにする。教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、児童からの訴えや相談を抱え込まず、または、個人で判断せず、直ちに全て、「鴻巣北小学校いじめ防止対策委員会」に報告相談する。

(3) 児童を共感的に理解するための教職員の研修の充実

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高める。共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。そのための教職員の研修を実施する。

3 いじめの態様

いじめの態様について、法に則って認める場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

(分類)	(抵触する可能性のある刑罰法規)
ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	…脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、手段による無視	…刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	…暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする	…暴行、傷害
オ 金品をたかられる	…恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	…窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	…強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌な事をされる	…名誉毀損、侮辱

4 いじめは見えにくいことの認識

○いじめは大人の見えないところで行われている。

- ・いじめは大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われていることを認識する。
- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態（時間と場所）
- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態。（カモフラージュ）

○いじめられている本人からの訴えはない。

いじめられている児童には①親に迷惑をかけたくない ②いじめられている自分は大目人間だ ③訴えても大人は信用できない ④訴えたらその仕返しが怖い などといった心理が働くことを認識する。

○ネット上のいじめは最も見えにくい。

ネットでいじめられている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性がある。いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

5 早期発見のための手立て

(1) 児童の些細な変化に気づくこと

- ・日常の健康観察の重視
- ・「学校生活・思いやりアンケート」（児童）、「思いやりアンケート」（保護者）の活用
- ・養護教諭、教務からの情報
- ・あいさつボランティアや学校応援団、保護者からも情報を得る
- ・保護者からの情報を得やすい状況づくり

(2) 気づいた情報を確実に共有すること

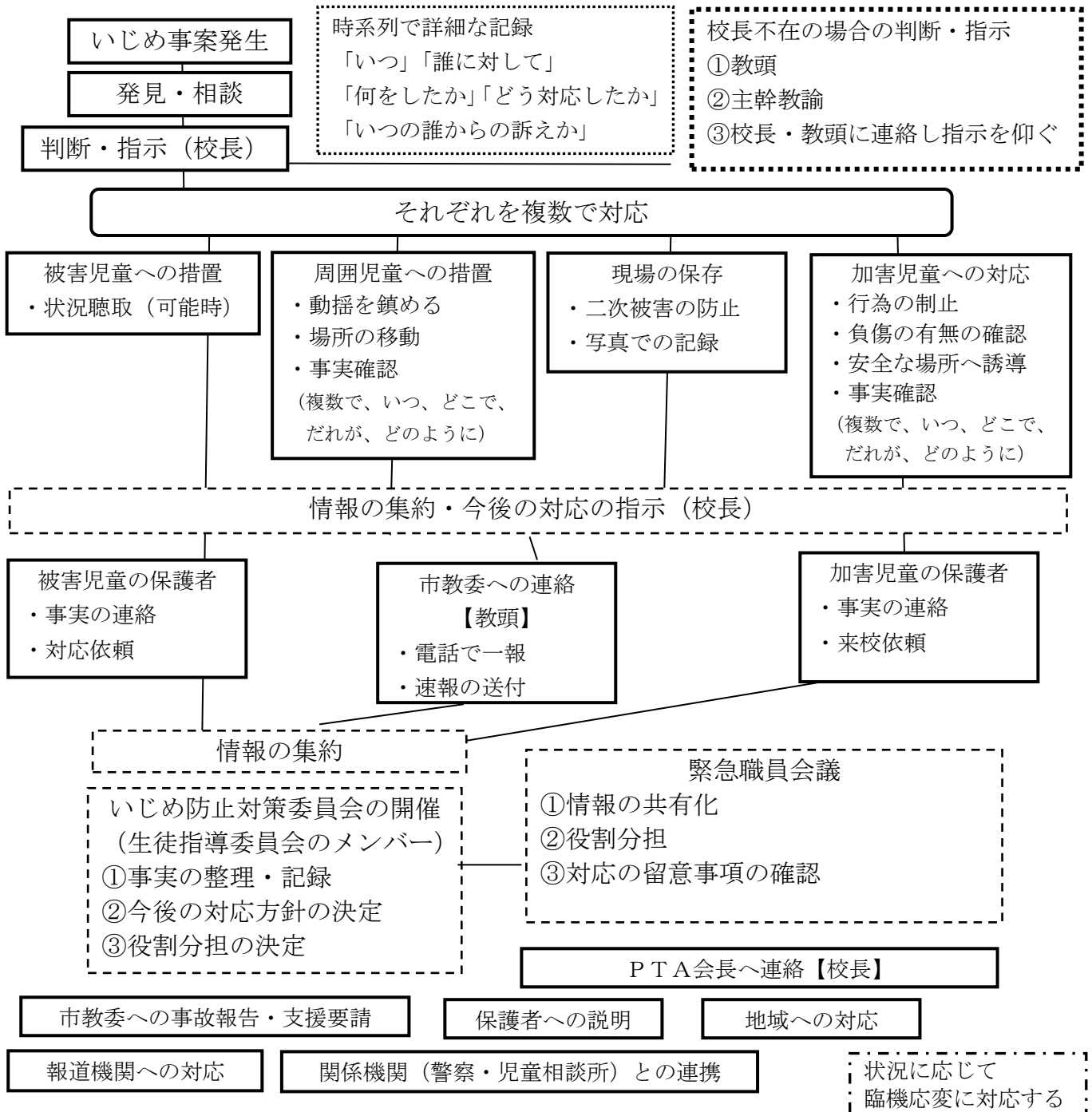
- ・月1回の生徒指導委員会での情報共有
- ・管理職への報告・連絡・相談の徹底
- ・「学校生活・思いやりアンケート」等の結果の共有

IV 早期対応【いじめ防止対策推進法23条 いじめに対する措置】

いじめの兆候を発見した時は、問題は軽視することなく、早期に適切な対応する。学校全体で組織的に対応し、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行うとともに、いじめの再発防止に努める。

1 いじめ対応の基本的な流れ

本校危機管理マニュアル



組織的で誠実な対応（報告・連絡・相談）の徹底

- 被害児童・・・見舞い。継続した心のケアを
- 被害児童の保護者・・・誠意ある態度で対応（事実を正確に話す）
- 加害児童・・・暴力行為には毅然とした態度で、背後にある不満等は共感的に
- 加害児童の保護者・・・今後の対応は保護者の立場に立って
- 全校児童・・・関係児童の人権・プライバシーに配慮した指導、説明内容の共通理解

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切に指導を行う。併せて、直ちにいじめ防止対策委員会（校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、養護教諭）に連絡、報告する。

(1) いじめられた児童生徒・いじめを知らせた児童生徒を守り通す

- ・ いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている児童といじめている児童生徒を別の場所で行う。
- ・ 状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ・ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取ると共に、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主任）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・ 誰が誰をいじめているのか？ | [加害者と被害者の確認] |
| ・ いつ、どこでおこったのか？ | [時間と場所の確認] |
| ・ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたか？ | [内容] |
| ・ いじめのきっかけは何か？ | [背景と要因] |
| ・ いつ頃から、どのくらい続けているのか？ | [期間] |

3 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童に対して

〔児童に対して〕

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

〔保護者に対して〕

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた児童生徒に対して

〔児童に対して〕

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向ける。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〔保護者に対して〕

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識していただき、家庭での指導と見届けを依頼する。
- ・ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの児童生徒に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) いじめの解消と継続した指導

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、市又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視すること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・ いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取りもどさせる。
- ・ いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携をする。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ると共に、人権侵害や犯罪など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(1) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と密接に連携・協力し、双方で指導を行う。

〔保護者等に伝えたいこと〕

(未然防止の観点から)

- ・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせることについて検討する。
- ・インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新しいトラブルが起きているという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識する。

(早期発見の観点から)

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

〔情報モラルに関する指導〕

インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

(インターネットの特殊性を踏まえて)

- ・発信した情報は、多くの人に広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれていること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、障害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されるものではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

(2) 早期発見・早期対応のためには

〔関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応〕

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携をする。

(書き込みや画像の削除に向けて)

- ・被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)

「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに鴻巣市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと鴻巣市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、鴻巣市教育委員会の附属機関において調査を実施する。本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、鴻巣市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(3) 調査を行うための組織

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(5) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係〔いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関

係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど]について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

また、調査結果については、鴻巣市長に報告する。

V いじめの防止等対策のための組織の設置

本校は、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策を実効的に行うための組織として「鴻巣北小いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

この組織は、本校の生徒指導部を母体とし、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等で構成する。個々の事案に応じて学級担任等も加えることができる。

また、必要に応じて教育支援センターの職員（臨床心理士、専門教育相談員、スクールソーシャルワーカー）、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者、PTA、地域の方などの外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題に解決に資するよう工夫する。

(2) 活動内容

- ・ いじめの防止等に関する具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ 家庭や地域、関係機関との連携
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の対応
いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
いじめに係る情報があったときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針の評価と見直し

(3) 開催

- ・ 生徒指導委員会に含むものとし、月1回開催する。
- ・ いじめ事案発生時には、緊急で開催する。

VI その他

いじめの防止等のための基本的な方針の検証と見直し

(1) 検証と見直しの手順

- ① 学校評価の項目に「いじめの未然防止に関する取組」「いじめの早期発見に関する取組」についての評価項目を設定する。
- ② 保護者、学校運営協議会委員、教職員による学校評価を実施、結果を分析する。
- ③ 学校評価検討委員会や職員会議で学校評価結果の分析に基づき、次年度の取組を検討し見直し案を作成する。
- ④ 校長が見直し案を元に次年度のいじめの防止等のための基本的な方針を決定する。
- ⑤ その他改善の必要があると認められるときは、必要な措置を講じる。

(2) 見直した基本方針の公表及び共通理解

- ・学校ホームページに掲載し、広く基本方針を周知する。
- ・教職員へは、年度当初職員会議等を通して、いじめの防止等のための基本的な方針を周知し共通行動がとれるようにする。

【いじめ等防止のための基本的な方針の改訂について】

平成26年	10月			決定
平成30年	8月			改訂
令和2年	4月	1日		改訂
令和3年	4月	1日		改訂
令和4年	4月	1日		改訂
令和5年	4月	1日		改訂
令和6年	4月	1日		改訂
令和7年	4月	1日		改訂
令和7年	10月	1日		改訂
令和8年	4月	1日		改訂